

名古屋港管理組合 完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 令和5年4月改訂 新旧対照表

新	旧
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象で令和5年4月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p> <p>(週休2日制の形式)</p> <p>第3条 週休2日の形式については、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和4年10月施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。</p> <p>(特記仕様書)</p> <p>第8条 特記仕様書については発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和5年4月1日）に記載する発注者指定型の対象工事とする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和5年4月1日）に記載する受注者希望型の対象工事とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>要綱第2条に規定する工事のうち、令和5年4月1日以前の単価を使用した工事において、改正前の要領第7条の規定による補正を行っている工事の取り扱いについては、改正後の要領第7条の規定に基づく補正に変更し、契約変更するものとする。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象で令和4年7月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p> <p>(週休2日制の形式)</p> <p>第3条 週休2日の形式については、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和4年4月施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。</p> <p>(特記仕様書)</p> <p>第8条 特記仕様書については発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和4年7月1日）に記載する発注者指定型の対象工事とする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和4年7月1日）に記載する受注者希望型の対象工事とする。</p>